

1. 件名：川内発電所1号機保安規定第87条第2項を適用して実施する点検・保修について

2. 日時：令和2年2月21日 10時00分～10時30分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

加藤原子力運転官、武岡主任監視指導官

九州電力株式会社 川内原子力発電所 保修課副長 他3名

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社から、川内発電所1号機において保安規定第87条第2項を適用する作業（以下、「青旗作業」という）を実施したい旨、提出資料に基づき説明があった。

対象設備：原子炉安全保護盤（以下、「SSPS」という）取替工事

作業概要及び青旗作業適用期間：

- ・川内1号機のSSPSが設置から25年以上経過し、構成部品の製造中止が増えていることから、予防保全としてSSPSの取替工事を実施する。
- ・川内1号機第25回定期検査期間中のうちモード5および6を除く期間

(2) これに対し原子力規制庁から、第87条第2項規定に基づく必要な措置について、実施内容や実施時期に関する詳細な説明を求めたところ、九州電力より了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：川内原子力発電所第1, 2号機 原子炉安全保護盤取替工事の概要について

以上